

平成9年(ワ)第11018号

原告 森 倉 次 郎 外

被告 国 外

意見陳述要旨

2003年7月22日

右原告ら訴訟代理人

弁 護 士 小 林 容 子

東京地方裁判所 民事第6部 御中

(差止請求)

1 1次判決の被害者救済の視点の欠如

1次判決は、人の生命、身体等の人格的利益の総称である人格権は、違法な侵害行為から保護されるべき排他的な権利であることを認めた。また、損害賠償請求だけでなく、違法な侵害行為が将来においても継続することが高度の蓋然性をもって予測できる場合には、人格権に基づき、侵害行為の差止めを請求することができることを認めた。

そして、少なくとも原告4名については、現在も自動車排出ガスへの暴露により健康被害が継続し、付近の道路の交通量が今後著しく減少するとは思えないので、当分の間は、健康被害が継続することが、高度の蓋然性をもって予測できると断言した。

しかし、誰1人として、差止は認められなかった。理由は、閾値、すなわちその汚染濃度数値を超えた場合には気管支ぜん息を発症、増悪するという限界値が決められないというものである。この閾値を過剰に意識した判断は、次の3つの点で重大かつ明白に誤っている。

まず第1に、原告らの憲法上の権利である人格権を無視し、健康被害継続の状態を認識しながらその救済を拒否したことである。現実に憲法上の権利が侵害されている人がいるというのに、なぜその人の差止請求が認められないのか。

1次判決は、将来の被害発生の防止という裁判所の社会的役割を放棄したものと云わざるを得ない。

第2に、原告に過重な、そして不可能な立証を強いるものである。その値を超えたらぜん息を発症するという厳格な閾値を、なぜ原告が立証しなければいけないのか。従来よりそのための調査研究を行ってこなかったのは、原告ではなく国や東京都に原因があるはずである。判決自身が、ぜん息の発症、増悪をもたらす汚染物質濃度は、患者の症状の程度、気道の過敏性の程度、体調等により異なり得るので、一定の基準値を見いだすことができるかについては疑問がある、と述べており、そのような不可能な立証を原告に強いる判断は許されないものと言わねばならない。

第3に、これまでの裁判の流れに明らかに逆行するものである。尼崎判決においても名古屋南部判決においても、東京とは異なる特別な知見が存在したわけでも特別な立証をしたわけでもない。東京の1次判決同様千葉大調査を前提にしながら、浮遊粒子状物質についての差止請求を認容した。これは、幹線道路沿道の自排局で測定される浮遊粒子状物質中に自動車由来の物が占める割合は相当に大きいであろう、そして、千葉大調査対象地域の自排局で測定されている浮遊粒子状物質の測定値は、浮遊粒子状物質全般の悪影響ということではなく、そこに含まれる自動車由来の粒子状物質の悪影響を示す指標として意味を有するのである、として千葉大調査で測定された浮遊粒子状物質濃度が健康被害をもたらす蓋然性の高いものであると断定するものである。極めて合理的な考えである。1次判決はこれら判例の積み重ねを全く無視した独自の判断である。尼崎判決も名古屋南部判決も厳格な閾値の立証を原告に求めることなどしていない。1次判決は閾値が認定できないから差止請求を認容しなかったのではなく、判断を逃れたいために閾値を持ち出したものと言わざるを得ない。

2 差止基準について

このように厳密な閾値を求める1次判決は明らかに誤っている。そして、その一方で、厳密な閾値がなくても差止の基準を立てることは十分に可能である。すなわち、原告らは、1次訴訟において、二酸化窒素については「1時間値の1日平均値0.02PPM」、浮遊粒子状物質については「1時間値の1日平均値の0.10mg/」及び「1時間値0.20mg/」を越える排出の差止めを求めた。これは、いずれも環境基準（二酸化窒素については旧環境基準）の数値と同一であり、健康被害を防止するための必要最小限度の濃度条件たる差止

基準であるといえる。その理由は次のとおりである。

二酸化窒素については、これまでの国内の疫学調査を統計的に処理分析すると、単純性慢性気管支炎の有症率が有意差をもって上昇するNO₂年平均値は、0.014～0.017ppmとなる。また、環境庁a、b調査によっても、0.01～0.02ppm超の地域では、より有症率が高い傾向が認められる。これらの疫学調査は反応のばらつきが激しい弱者群を排除するために調査対象の均質化を図っているため、大気汚染に対し感受性の強い子ども、老人、病人等の弱者保護のためには、安全係数2を見込むことが必要となる。よって、原告ら本件地域住民の大気汚染による健康被害を防止するためには、安全係数2を乗じた年平均値0.01ppm（年平均値と日平均値の98%値とはほぼ1対2の関係がみられるので、日平均値に換算すると0.02ppm）こそが必要最小限の差止基準となる。

浮遊粒子状物質については、環境基準設定の際の専門委員会報告及びその後の研究によれば年平均値100μg/（0.10mg/）の濃度条件下で呼吸器症有症率が増加する。これに先と同じ安全係数2を見込んで得られる年平均値0.05mg/（日平均値に換算すると0.10mg/）が健康被害を防止するための必要最小限の差止基準となる。さらに、短時間高濃度曝露により病弱者、老人の死亡率が増加することを配慮し、前記濃度条件に対応する1時間値0.20mg/もあわせて必要最小限の差止基準と考えるべきである。

この点、1次判決は、環境基準は人の健康を保護する上で維持されることが『望ましい基準』であって、閾値ではないことは環境基準の目的や性質その基礎となった専門委員会報告の内容などに照らして明らかである、と述べる。しかし、原告らは科学的根拠を持って環境基準を差止基準とすることに合理性があると主張するものである。また、閾値にこだわる判決の態度が誤りであることはすでに述べたとおりである。したがって、原告らは2次訴訟においても同様の差止基準が正しいものであると主張する。

なお、100歩譲って環境基準値が差止基準値として認められないとしても、少なくとも二酸化窒素について「1時間値の1日平均値0.04PPM」、浮遊粒子状物質について「1時間値の1日平均値の0.15mg/」という基準値については当然に認めるべきものとする。なぜなら、二酸化窒素については、安全係数2を考慮せず一般人を対象としても、有症率が増加することが各種調

査上明らかな値であるからである。また、浮遊粒子状物質については、1次判決が因果関係を認定する根拠として引用した千葉大調査の対象地域自排局の平均値であり、尼崎判決で認容された基準値でもあるからである。

3 差止の必要性

公害に苦しんでいる原告らが、被告らに対して大気汚染の防止を求めることはあまりにも当然のことである。今後もこの東京で生活して行かねばならない原告らにとって、裁判上の差止は命に関わる請求であるといえる。

前述のように不当な内容の1次判決でさえ、被告メーカーらに対する差止請求も法的には可能であり、認められる余地はあることを示唆している。第2次訴訟の裁判所におかれましては、将来の被害発生の防止という裁判所の社会的役割が今、問われていることを十分に認識していただいた上で、差止決定をしていただきたいと切望する次第である。

以 上